

# 債権譲渡登記申請データ仕様

(令和元年5月7日更新)

法 務 省

# 目 次

1 . 使用する電磁的記録媒体	1
2 . ファイル構成 , ファイル名及び記録すべき事項	1
3 . ファイル形式	1
4 . 使用可能文字規定等	2
5 . ファイルへの記録方法	2
6 . 申請データ仕様	
6 - 1 . 登記共通事項ファイル ( COMMON.xml )	4
6 - 2 . 譲渡人ファイル ( JT.xml )	5
6 - 3 . 譲受人ファイル ( JJ.xml )	6
6 - 4 . 債権個別事項ファイル ( CREDIT.xml )	7
6 - 5 . 債務者ファイル ( SM.xml )	9
6 - 6 . 原債権者ファイル ( GS.xml )	10
6 - 7 . 代理人ファイル ( DAIRI.xml )	11
7 . 各種コード	12

### 1. 使用する電磁的記録媒体

申請データを記録する媒体は、以下のとおりとする。

- ・ JIS に準拠した 120 mm の CD-R 又は CD-RW とする。ファイルシステムは JISX0606 とすること。また、書き込み方法は、追記を不可とするために、ディスクアットワンス (Disk at Once) とする。

なお、1 媒体 1 申請とし、1 媒体に記録することができる債権の個数は 10 万個以内とする。

電磁的記録媒体の提出に当たっては、CD-R 又は CD-RW を格納したケースに申請人の氏名 (商号等) 及び申請の年月日を記載したラベルを貼り付けなければならない。

### 2. ファイル構成、ファイル名及び記録すべき事項

1 個の電磁的記録媒体には、以下のファイル名による 7 つのファイルを設定する。

なお、ファイルの拡張子「.xml」は、半角小文字でなければならない。

ただし、債権譲渡に係る全ての債権が債務者不特定の債権である場合には、債務者ファイルを設定してはならない。

また、代理人によって登記の申請をしない場合には、代理人ファイルを設定してはならない。

項番	ファイル	ファイル名	記録すべき事項
1	登記共通事項ファイル	COMMON.xml	項番 2 から 7 までのファイルに記録すべき事項以外の事項
2	譲渡人ファイル	JT.xml	譲渡人又は質権設定者に関する事項
3	譲受人ファイル	JJ.xml	譲受人又は質権者に関する事項
4	債権個別事項ファイル	CREDIT.xml	譲渡に係る債権に関する事項又は質権の目的とされた債権に関する事項であって項番 5 及び 6 のファイルに記録すべき事項以外の事項
5	債務者ファイル	SM.xml	債務者に関する事項
6	原債権者ファイル	GS.xml	原債権者 (債権の発生時における債権者) に関する事項
7	代理人ファイル	DAIRI.xml	代理人に関する事項

### 3. ファイル形式

各ファイルの形式は、XML 規格とし、JIS X4159 で規定する Extensible Markup Language (XML) 1.0 に準拠しなければならない。



- (4) 「条件」欄に「必須」と表示された項目は、必ず記録しなければならない。「条件付必須」と表示された項目は、当該項目の「記録上の注意事項等」に記載された条件に合致する場合には必ず記録しなければならない、条件に合致しない場合には記録しなくてもよい(ただし、各項目の「記録上の注意事項等」に従う。)。 「任意」と表示された項目は、記録しなくてもよい(ただし、各項目の「記録上の注意事項等」に従う。)。 「予備」と表示された項目は、将来使用することを予定したものであって、現段階では記録することはできない。
- (5) 譲渡人、質権設定者、譲受人又は質権者が登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0102」を記録した場合)には、「本店等所在」の項には日本における営業所又は事務所を記録し、「外国会社の本店等の所在」の項には本店又は主たる事務所を記録する。
- 譲渡人、質権設定者、譲受人又は質権者が登記されていない法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0202」を記録した場合)には、「本店等所在」の項には「-」(全角ハイフン)と記録し、「外国会社の本店等の所在」の項には本店又は主たる事務所を記録する。
- その他の場合、「外国会社の本店等の所在」の項には記録をすることができない。
- 債務者及び原債権者の本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合)には、「所在」の項には本店又は主たる事務所を記録する。
- (6) 譲渡人、質権設定者、譲受人、質権者、債務者、原債権者又は代理人の氏名、商号又は名称を記録する際には、「商号等」又は「氏名」の項に本来の表記(戸籍に記載した事項の証明書、登記事項証明書等に記載されている漢字仮名交じりのもの又はローマ字その他の符号)を記録し(なお、「商号等」の項には、商号又は名称にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き、「全角スペース」を記録することができる。)、 「フリガナ」の項に読み仮名を片仮名で記録する。

6 . 申請データ仕様

	項番	タグ名	固定 / 可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
6 - 1 . 登記共通事項 ファイル (COMMON.xml)	1	登記共通事項							
	2	登記種別コード	固定	2	半角数字	必須	01	「表7 - 2 . 登記種別コード一覧」に掲げるところにより、債権譲渡登記又は質権設定登記の別を示す登記種別コードを記録しなければならない。	
	3	登記原因年月日						「存続期間の満了年月日」以前（同日可）の日付でなければならない。	
	4	元号コード	固定	2	半角数字	必須	02	「表7 - 3 . 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。	
	5	年	固定	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年（元年）」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。	
	6	月	固定	2	半角数字	必須	01		
	7	日	固定	2	半角数字	必須	23		
	8	登記原因コード	固定	2	半角数字	必須	01	「表7 - 4 . 登記原因コード一覧」に掲げるところにより、登記原因を示す登記原因コードを記録しなければならない。 質権設定登記の場合（「登記種別コード」の項に「02」を記録した場合には、「10」を記録しなければならない。	
	9	登記原因	可変	64	全角	条件付必須		登記原因が「その他」の場合（「登記原因コード」の項に「99」を記録した場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、任意に記録することができる。	
	10	存続期間の満了年月日						「登記原因年月日」以後（同日可）の日付でなければならない。	
	11	元号コード	固定	2	半角数字	必須	02	「表7 - 3 . 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。	
	12	年	固定	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年（元年）」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。	
	13	月	固定	2	半角数字	必須	01		
	14	日	固定	2	半角数字	必須	23		
	15	備考	可変	127	全角	任意		他の項目に記録すべき事項以外のものであって、債権譲渡を特定するために有益な事項を記録することができる。	
	16	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	

	項番	タグ名	固定 / 可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
6 - 2 . 譲渡人ファイル (JT.xml)	1	譲渡人情報							
	2	譲渡人の数	可変	3	半角数字	必須	1	譲渡人ファイルに記録されている譲渡人の数を記録しなければならない。かつ、「1」から「999」までの範囲の数字を記録しなければならない。	
	3	譲渡人						譲渡人が複数であるときは、各譲渡人ごとに項番3から11までの事項を記録しなければならない。	↑ 人数分 繰り返す ↓
	4	識別コード	固定	4	半角数字	必須	0101	「表7-1.識別コード一覧」に掲げるところにより、譲渡人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。ただし、「0203」は記録してはならない。	
	5	商号等	可変	60	全角	必須	甲乙産業株式会社		
	6	フリガナ	可変	90	全角カナ	必須	コウオツサンギョウカブシキガイシャ		
	7	取扱店	可変	20	全角	任意	岡山支店	債権の譲渡又は質権の設定に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。	
	8	本店等所在	可変	90	全角	必須	東京都中央区京橋一丁目1番1号	登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合（「識別コード」の項に「0102」を記録した場合には、日本における営業所又は事務所を記録し、登記されていない法人であってその本店又は主たる事務所が外国にある場合（「識別コード」の項に「0202」を記録した場合には、「-」を記録し、その他の場合には、本店又は主たる事務所を記録しなければならない。	
	9	外国会社の本店等の所在	可変	90	全角	条件付必須		外国会社の場合（「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
	10	会社法人等番号	固定	12	半角数字	任意	010001111111	登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合（「識別コード」の項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合）以外は記録してはならない。	
	11	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	

	項番	タグ名	固定 / 可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
6 - 3 . 譲受人ファイル (JJ.xml)	1	譲受人情報							
	2	譲受人の数	可変	3	半角数字	必須	1	譲受人ファイルに記録されている譲受人の数を記録しなければならない。かつ、「1」から「999」までの範囲の数字を記録しなければならない。	
	3	譲受人						譲受人が複数であるときは、各譲受人ごとに項番3から11までの事項を記録しなければならない。	↑ 人数分 繰り返す ↓
	4	識別コード	固定	4	半角数字	必須	0101	「表7-1：識別コード一覧」に掲げるところにより、譲受人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。	
	5	商号等	可変	60	全角	必須	丙丁ファイナンス株式会社		
	6	フリガナ	可変	90	全角カナ	必須	ヘイテイファイナンスカ ブシキガイシャ		
	7	取扱店	可変	20	全角	任意	北海道支店	債権の譲渡又は質権の設定に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。	
	8	本店等所在	可変	90	全角	必須	東京都台東区上野三丁目 1番9号	登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合（「識別コード」の項に「0102」を記録した場合には、日本における営業所又は事務所を記録し、登記されていない法人であってその本店又は主たる事務所が外国にある場合（「識別コード」の項に「0202」を記録した場合には、「-」を記録し、その他の場合には、住所、本店又は主たる事務所を記録しなければならない。	
	9	外国会社の本店等の所在	可変	90	全角	条件付必須		外国会社の場合（「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
	10	会社法人等番号	固定	12	半角数字	任意	010501222222	登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合（「識別コード」の項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合には、記録してはならない。	
	11	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	



	項番	タグ名	固定/ 可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
6 - 4 . 債権個別事項 ファイル ( CREDIT.xml )	1	債権個別事項							
	2	債権個数	可変	6	半角数字	必須	150	債権個別事項ファイルに記録された債権の個数を記録しなければならない。かつ、10万個以下でなければならない。	
	3	債権総額	可変	12	半角数字	条件付必須	10000000	債権のすべてが債務者特定の既発生債権である場合には、債権譲渡時又は質権設定時における債権の合計額を記録しなければならない。かつ、この金額は「譲渡時債権額」の合計と一致しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
	4	被担保債権額	可変	12	半角数字	条件付必須	10000000	質権設定登記の場合（「登記種別コード」の項に「02」を記録した場合には、質権の被担保債権の額又は価格を記録しなければならない。債権譲渡登記の場合（「登記種別コード」の項に「01」を記録した場合には、記録してはならない。	
	5	債権個別						債権が複数であるときは、各債権ごとに項番5から30までの事項を記録しなければならない。	↑ 債権 の 個 数 分 繰 り 返 す
	6	債権通番	固定	6	半角数字	必須	000001	1件の申請ごとに1番（000001番）で始まる債権の連続番号を6けたの算用数字で記録する。	
	7	債権の種類コード	固定	4	半角英数字	必須	0201	表7 - 5 . 債権の種類コード一覧に掲げるところにより、債権の種類を示す債権の種類コードを記録しなければならない。	
	8	契約年月日						債権の発生原因となった契約の成立年月日を記録することができる。	
	9	元号コード	固定	2	半角数字	任意	02	「表7 - 3 . 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。	
	10	年	固定	2	半角数字	任意	18	「年」、「月」又は「日」が「1年（元年）」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。	
	11	月	固定	2	半角数字	任意	01		
	12	日	固定	2	半角数字	任意	23		
	13	債権発生年月日_始期						債権の発生日が一つの日であるときはその年月日を、債権の発生日が数日に及ぶときはその初日の年月日を記録しなければならない。将来発生すべき債権についても、同様である。なお、「契約年月日」の項に記録がある場合には、契約年月日以後の日付を記録しなければならない。また、債務者特定の既発生債権又は混在型債権である場合（「債権の種類コード」の項に「0」又は「A」で始まるコードを記録した場合には、登記原因年月日以前の日付を記録し、債務者特定の将来債権又は債務者不特定の将来債権である場合（「債権の種類コード」の項に「B」又は「C」で始まるコードを記録した場合には、登記原因年月日以後の日付を記録しなければならない。	

項番	タグ名	固定 / 可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
14	元号コード	固定	2	半角数字	必須	02	「表7-3.元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。	債権の個数分繰り返す
15	年	固定	2	半角数字	必須	18		
16	月	固定	2	半角数字	必須	01		
17	日	固定	2	半角数字	必須	23		
18	債権発生年月日_終期						債権の発生日が一つの日であるときはその年月日（項番14から17までと同一年月日）を記録し、債権の発生日が数日に及ぶときはその末日の年月日を記録しなければならない。 なお、債務者特定の既発生債権である場合（「債権の種類コード」の項に「0」で始まるコードを記録した場合には、登記原因年月日以前の日付を記録し、それ以外の場合には、登記原因年月日以後の日付を記録しなければならない）	
19	元号コード	固定	2	半角数字	必須	02	「表7-3.元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。	
20	年	固定	2	半角数字	必須	18		
21	月	固定	2	半角数字	必須	01		
22	日	固定	2	半角数字	必須	23		
23	債権発生原因	可変	192	全角	条件付必須		債権の種類が「その他の債権」又は債務者不特定の将来債権である場合（「債権の種類コード」の項に「9999」、「A999」若しくは「B999」又は「C」で始まるコードを記録した場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、任意に記録することができる。	
24	発生時債権額	可変	12	半角数字	条件付必須	25000000	債務者特定の既発生債権である場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には記録してはならない。外貨建債権については日本円に換算した額を記録する。	
25	譲渡時債権額	可変	12	半角数字	条件付必須	18000000	債務者特定の既発生債権である場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には記録してはならない。外貨建債権については日本円に換算した額を記録する。	
26	弁済期の定め	可変	64	全角	任意			
27	債権の管理番号	可変	20	半角英数字 + 半角記号 (-)	任意	100156748		
28	外貨建債権の表示	可変	64	全角	任意	発生時債権額は、債権額100,000米ドルを2008.9.1時点において換算した額である。	債務者特定の既発生債権である場合に限り、外貨建債権について日本円に換算した額を記録したときには、その旨を記録することができる。	
29	備考	可変	407	全角	任意		他の項目に記録すべき事項以外のものであって、債権を特定するために有益な事項を記録することができる。	
30	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	

（注）契約年月日（項番8）、債権発生年月日\_始期（項番13）及び債権発生年月日\_終期（項番18）の日付の前後関係債権の種類にかかわらず、「項番8 項番13 項番18」となる。

また、下記の条件を満たしていなければならない。

【既発生債権の場合】 項番13 登記原因年月日、かつ、項番18 登記原因年月日

【将来債権の場合】 項番13 登記原因年月日、かつ、項番18 登記原因年月日

【混在型債権の場合】 項番13 登記原因年月日、かつ、項番18 登記原因年月日

	項番	タグ名	固定 / 可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
<p>6 - 5 . 債権者ファイル (SM.xml)</p> <p>(注) 譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の債務者が特定している場合(債権個別事項ファイルの「債権の種類コード」の項に「C」で始まるコード以外のコードを記録した場合には、必ず作成しなければならない。</p> <p>また、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権のすべてが債務者不特定の債権である場合(債権個別事項ファイルの「債権の種類コード」の項に「C」で始まるコードを記録した場合には、作成してはならない。</p>	1	債務者情報							
	2	債権情報						債権が複数であるときは、各債権ごとに項番2から12までの事項を記録しなければならない。ただし、債務者不特定の債権については、記録してはならない。	↑
	3	債権通番	固定	6	半角数字	条件付必須	000001	債権の債務者が特定している場合には、記録する債務者に係る債権について、債権個別事項ファイルに記録した債権通番と同一の債権通番を記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
	4	債務者の数	可変	3	半角数字	条件付必須	1	債権の債務者が特定している場合には、債権通番ごとに記録されている債務者の数を記録しなければならない。かつ、「1」から「999」までの範囲の数字を記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	債権の個数分繰り返す
	5	債務者						債務者が複数であるときは、各債務者ごとに項番5から12までの事項を記録しなければならない。	↑
	6	識別コード	固定	4	半角数字	条件付必須	0203	債権の債務者が特定している場合には、表7-1. 識別コード一覧に掲げるところにより、債務者の種別を示す識別コードを記録する。それ以外の場合には、記録してはならない。	
	7	商号等	可変	60	全角	条件付必須	債権一郎	債権の債務者が特定している場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	人数分繰り返す
	8	フリガナ	可変	90	全角カナ	条件付必須	サイケンイチロウ	債権の債務者が特定している場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
	9	取扱店	可変	20	全角	任意		債権の債務者が特定しており、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。それ以外の場合には、記録してはならない。	
	10	所在	可変	90	全角	条件付必須	東京都中野区野方二丁目2番2号	債権の債務者が特定している場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
	11	会社法人等番号	固定	12	半角数字	任意		債権の債務者が特定しており、登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合(識別コードの項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合)以外は記録してはならない。	
	12	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	↓
<p>(注) なお、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権が複数である場合において、これらの債権中に債務者が特定されている債権と債務者不特定の債権とが混在しているときは、債務者が特定している債権についての債務者を記録する。</p>									

	項番	タグ名	固定 / 可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
6 - 6 . 原債権者ファイル (GS.xml)	1	原債権者情報							
	2	債権情報						債権が複数であるときは、各債権ごとに項番2から12までの事項を記録しなければならない。	債権の個数分繰り返す
	3	債権通番	固定	6	半角数字	必須	000001	記録する原債権者に係る債権について、債権個別事項ファイルに記録した債権通番と同一の債権通番を記録しなければならない。ただし、債権個別事項ファイルに記録した債権のすべての原債権者が同一である場合には、「000000」を記録することができる。	
	4	原債権者の数	可変	3	半角数字	必須	1	債権通番ごとに記録されている原債権者の数を記録しなければならない。かつ、「1」から「999」の範囲の数字を記録しなければならない。	
	5	原債権者						債権のすべての原債権者が同一である場合（「債権通番」の項に「000000」を記録した場合）には、同一である原債権者について、項番5から12までの事項を一つずつ記録すれば足りる。原債権者が複数であるときは、各原債権者ごとに項番5から12までの事項を記録しなければならない。	
	6	識別コード	固定	4	半角数字	必須	0102	表7 - 1 . 識別コード一覧に掲げるところにより、原債権者の種別を示す識別コードを記録しなければならない。	
	7	商号等	可変	60	全角	必須	フランス証券株式会社		
	8	フリガナ	可変	90	全角カナ	必須	フランスショウケンカブシキガイシャ		
	9	取扱店	可変	20	全角	任意	銀座支店	譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。	
	10	所在	可変	90	全角	必須	フランス国……		
	11	会社法人等番号	固定	12	半角数字	任意	010003777777	登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合（識別コードの項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合）以外は記録してはならない。	
	12	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	

	項番	タグ名	固定 / 可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
6 - 7 . 代理人ファイル (DAIRI.xml)  (注) 代理人により 登記の申請をする場合 には、必ず作成しな ければならない。それ 以外の場合には、作 成してはならない。	1	代理人情報							
	2	代理人						譲渡人及び譲受人の代理人が同一である場合（「代理人種別」の項に「03」を記録した場合は、当該同一の代理人について、項番2から6までの事項を一つずつ記録すれば足りる。 代理人が複数である場合（譲渡人及び譲受人について、それぞれ別の代理人である場合は、各代理人ごとに項番2から6までの事項を記録しなければならない。）	↑ 人数 分 繰 り 返 す ↓
	3	代理人種別	固定	2	半角数字	必須	01	表7 - 6 . 代理人種別コード一覧に掲げるところにより、代理人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。	
	4	氏名	可変	60	全角	必須	債権三郎		
	5	所在	可変	90	全角	必須	東京都台東区・・・号丙丁 ファイナンス総務部総務課		
	6	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	

## 7. 各種コード

表 7 - 1 . 識別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
識別コード	4	0101	登記されている日本に本店のある法人
		0102	登記されている日本に本店のない法人
		0153	登記されている登録免許税が免除される法人
		0201	登記されていない日本に本店のある法人
		0202	登記されていない日本に本店のない法人
		0203	個人
		0251	国
		0252	地方公共団体
		0253	登記されていない登録免許税が免除される法人

表 7 - 2 . 登記種別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
登記種別コード	2	01	債権譲渡登記
		02	質権設定登記

表 7 - 3 . 元号コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
元号コード	2	01	昭和
		02	平成
		03	令和

表 7 - 4 . 登記原因コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
登記原因コード	2	01	売買
		02	贈与
		03	譲渡担保
		04	営業譲渡 (09を除く。)
		05	事業譲渡 (09を除く。)
		06	代物弁済
		07	交換
		08	信託
		09	現物出資
		10	質権設定 質権設定登記用登記原因コード
		99	その他

表 7 - 5 . 債権の種類コード一覧

次ページに記載

表 7 - 6 . 代理人種別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
代理人種別コード	2	01	譲渡人の代理人
		02	譲受人の代理人
		03	譲渡人及び譲受人の代理人

表7-5. 債権の種類コード一覧

項番	コード名称	桁数	区分	コード	内容	項番	コード名称	桁数	区分	コード	内容	
5	債権の種類コード	4	債務者特定債権	既発生債権 (注1)	0101	住宅ローン債権	5	債権の種類コード	4	債務者特定債権	B101	住宅ローン債権
					0102	消費者ローン債権					B102	消費者ローン債権
					0199	その他の貸付債権					B199	その他の貸付債権
					0201	売掛債権(0301を除く。)					B201	売掛債権(B301を除く。)
					0301	割賦販売代金債権					B301	割賦販売代金債権
					0401	運送料債権					B401	運送料債権
					0501	リース債権					B501	リース債権
					0601	クレジット債権					B601	クレジット債権
					0701	不動産賃料債権(0501を除く。)					B701	不動産賃料債権(B501を除く。)
					0799	その他の賃料債権					B799	その他の賃料債権
					0801	診療報酬債権					B801	診療報酬債権
					0899	その他の報酬債権					B899	その他の報酬債権
					0901	入居保証金債権					B901	入居保証金債権
					1001	工事請負代金債権					B001	工事請負代金債権
					9999	その他の債権					B999	その他の債権
				混在型債権 (注2)	A101	住宅ローン債権				債務者不特定の将来債権 (注4)	C101	住宅ローン債権
					A102	消費者ローン債権					C102	消費者ローン債権
					A199	その他の貸付債権					C199	その他の貸付債権
					A201	売掛債権(A301を除く。)					C201	売掛債権(C301を除く。)
					A301	割賦販売代金債権					C301	割賦販売代金債権
					A401	運送料債権					C401	運送料債権
					A501	リース債権					C501	リース債権
					A601	クレジット債権					C601	クレジット債権
					A701	不動産賃料債権(A501を除く。)					C701	不動産賃料債権(C501を除く。)
					A799	その他の賃料債権					C799	その他の賃料債権
A801	診療報酬債権	C801	診療報酬債権									
A899	その他の報酬債権	C899	その他の報酬債権									
A901	入居保証金債権	C901	入居保証金債権									
A001	工事請負代金債権	C001	工事請負代金債権									
A999	その他の債権	C999	その他の債権									

(注1) 債務者特定の既発生債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以前に既に具体的に発生しているものをいう。

(注2) 債務者特定の混在型債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時において既に具体的に発生している部分と将来具体的に発生する部分とが存するものをいう。

(注3) 債務者特定の将来債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいう。

(注4) 債務者不特定の将来債権とは、債務者以外の要素によって特定される金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいう。